第６５号議案

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例設定について

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八王子市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年八王子市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（補償基礎額） 第５条　（略） ２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号**又は第３号から第６号までのいずれか**に該当する扶養親族については**１人につき２１７円を**、第２号に該当する扶養親族については１人につき３３３円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。	（補償基礎額） 第５条　（略） ２　（略） ３　次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員若しくは消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養親族については**３３３円を**、第２号に該当する扶養親族については１人につき**２６７円（消防団員等に第１号に該当する者がない場合には、そのうち１人については**３３３円**）を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円（消防団員等に第１号に該当する者及び第**

	２号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち１人については３００円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。
⑴～⑹　（略） ４　（略）	⑴～⑹　（略） ４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の八王子市消防団員等公務災害補償条例第５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成３０年４月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年３月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。